

**令和8年度グローバルゲートウェイ機能強化業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1. 実施する業務の目的および内容**

別添「令和8年度グローバルゲートウェイ機能強化業務委託仕様書」のとおりです。

**2. 契約条件**

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 予定価格 6,996,000 円（消費税および地方消費税を含む。）
- (3) 実施期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

**3. 応募資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす企業もしくは団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類「役務」 中分類「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 [TEL:077-528-4314](tel:077-528-4314)）

**4. 説明会の開催**

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

**5. 質問および回答**

当プロポーザルに係る質問がある場合は、令和8年4月13日（月）午後5時までに、電子メールにて8. で定めるメールアドレスに提出してください（様式任意）。質問に対する回答は、以下の県ホームページに4月15日（水）中までに掲載します。

[\(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/\)](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/)

**6. 提出書類**

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、8. で定める提出先に令和8年4月23日（木）午後5時00分必着で持参または簡易書留郵便による郵送ください。

なお、(2)企画提案書および(4)見積書はメールで電子データも提出してください。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式1)

(2) 企画提案書

① 体裁および部数

体裁：A4（様式は任意とし、片面20ページ以内）

部数：5部（うち1部のみ社名入りとする）

② 提案内容

次に掲げる事項について、仕様書2目的、別紙補足資料および審査項目を参考に、具体的な実施方法や内容を記載すること。

**仕様書4.(1) 駐日外交団等を対象とした県内企業視察の企画・募集・運營業務**

- ・ 各回視察テーマや狙い、対象とする駐日外交団等、県内産業や企業のPR方法
- ・ 視察先の募集や決定方法
- ・ 視察後のフォローアップ方法、視察を契機に海外ビジネスにつなげるかの戦略

**仕様書4.(2) 国際会議等への参加による県内企業PRおよび商談支援**

- ・ 参加する国際会議等と狙い、県内産業や企業のPR方法
- ・ 出展期間中に県内企業の海外ビジネスにつなげるための支援方法
- ・ 視察後のフォローアップ方法、国際会議等を契機に海外ビジネスにつなげるかの戦略

**業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、駐日外交団等とのネットワーク等）**

**業務実施スケジュール**

**※類似事業の実績（直近3年間（R5.4.1～R8.3.31）を証明する契約書の写し等**

※該当する場合のみ

(3) 添付書類（1部）

- ・ 企業・団体等の概要説明書（パンフレット等でも可）

(4) 見積書

① 体裁および部数

体裁：A4（縦使用、枚数は制限しない）

部数：1部

② 作成上の留意事項

- ・ 概算見積書には業務委託において着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・ 消費税および地方消費税を含むこと。
- ・ 企業・団体等の名称、所在地、代表者名、企業・団体印、代表者印があること。ただし、発行責任者氏名、担当者所属・氏名および担当者連絡先の記載がある場合、押印は不要。

(5) その他添付書類（該当する場合は各1部）

- ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証:それを証するものの写し
  - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
  - ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
  - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・ 環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
  - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 7. 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 審査概要

3名の委員があらかじめ定めた審査項目および配点に基づき、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高いものを当該業務の契約予定者とします。ただし、総合点の合計が満点の6割未満の場合は、契約予定者とはしません。

### (2) プレゼンテーション・審査会の開催

#### ① 実施予定日

令和8年4月28日(火)午前に滋賀県庁内で開催予定。詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知します。

#### ② 実施内容

企画提案書をもとに提案者によるプレゼンテーション

#### ③ その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

### (3) 審査項目および配点

別紙の審査項目および配点により総合的に審査する。

### (4) 審査結果の通知

審査の結果については、企画提案書を提出された全員に通知します。

### (5) 契約の締結

契約予定者は企画提案書をもとに商工政策課の担当と事業内容について詳細な協議を行い、正式な見積書を提出します。正式な見積書の金額が予定価格の範囲内かつ業務内容に双方合意した場合、委託契約を締結します。この際、審査の結果を踏まえ、協議の上、企画提案書の内容を一部変更する場合があります。

## 8. 企画提案書等の提出先

滋賀県 商工労働部商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 電話：077-528-3713 F A X：077-528-4870

Email：[fa0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:fa0002@pref.shiga.lg.jp)

## 9. その他注意事項

- (1) 提出後の提案書および添付書類等は返却しません。
- (2) この公募型プロポーザル参加に要する経費は、すべて各事業者の負担とします。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (4) 採用した場合でも、業務実施過程において協議の上、その内容を変更する場合があります。
- (5) 契約の締結にあたっては、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日滋賀県条例第 13 号）の基本理念に則り、排除対象者であると判明した場合は契約を締結せず、契約の締結後は契約の解除を行います。
- (6) 委託金の支払いは、事業終了後の精算払いとします。
- (7) 本業務の取組状況や成果等は、県のウェブサイトや広報誌等で公表する場合があります。
- (8) 業務の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しません。

## ■ 審査項目および配点 (審査員 1 名あたりの評価点)

審査項目	審査内容	配点 (点)
1. 仕様書 5 (1) 駐日外交団等を対象とした県内企業視察の企画・募集・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県の産業や県内企業の強みや課題を理解し、視察テーマや狙いが明確か。</li> <li>・視察対象となる駐日外交団等の効果的な募集や視察先の決定方法について具体的に提案されているか。</li> <li>・事業実施の方法などが工夫やアイデアに優れているか。</li> <li>・フォローアップ方法や継続的な海外ビジネスにつなげる戦略が明確か。</li> </ul>	30
2. 仕様書 5 (2) 国際会議等への参加による県内企業 P R および商談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展する国際会議等の選定理由や狙いが明確か。</li> <li>・出展計画は具体的であり、出展期間中に県内企業の海外ビジネスにつなげる支援方法が工夫やアイデアに優れているか。</li> <li>・フォローアップ方法や継続的な海外ビジネスにつなげる戦略が明確か。</li> </ul>	25
3. 実行性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施体制は十分か。</li> <li>・業務の目標を達成できるか。</li> <li>・業務の全体スケジュールは適切か。</li> </ul>	15
4. 専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 3 年間 (令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで) に類似業務の実績があるか。</li> <li>・業務の円滑かつ効果的な実施に必要な専門的知見やネットワークを有しているか。</li> </ul>	12
5. 経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額は適正で経済性が高いものとなっているか。</li> <li>・予定価格に対する提案価格の割合により、以下のとおり 10 点 (80%未満)、8 点 (80%以上 85%未満)、6 点 (85%以上 90%未満)、4 点 (90%以上 95%未満)、1 点 (95%以上)</li> </ul>	10
6. 県内事業者育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に本店を有する事業者か。</li> </ul>	3
7. 社会政策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。</li> <li>① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。</li> <li>② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</li> <li>③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</li> <li>④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業</li> </ul>	1

	<p>生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	
	<p>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	<p>1</p>
<p>総 合 点</p>		<p>1 0 0</p>

令和8年度グローバルゲートウェイ機能強化業務 公募型プロポーザル実施要領 補足資料

項目	実施回数	当業務委託に含まれるもの			留意事項		
		業務内容	企画提案 ○：必要	提案内容		直接経費例 (必要に応じて計上してください)	
(1) 駐日外交団等を対象とした県内企業視察の企画・募集・運営業務	3回以上	<input type="checkbox"/> 駐日外交団等を対象とした県内企業視察の企画	○	各回視察テーマや狙い、対象とする駐日外交団等、県内産業や企業のPR方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業を1日で2か所以上視察</li> <li>・各回10名</li> </ul>	
		<input type="checkbox"/> 駐日外交団等との連絡調整など事前準備			<input type="checkbox"/> 旅費、印刷費、郵便料金 等		
		<input type="checkbox"/> 視察当日に向けた各所との連絡調整など	○	視察先の募集や決定方法	<input type="checkbox"/> 旅費、視察用車両借上料、資料翻訳費、交流会会場費 等		
		<input type="checkbox"/> 視察当日の人員配置			<input type="checkbox"/> 旅費、アルバイト賃金、通訳費等		
		<input type="checkbox"/> 駐日外交団等に対する事後アンケート実施・集計			<input type="checkbox"/> 郵便料金 等		
		<input type="checkbox"/> アフターフォロー・海外ビジネスへの結び付け	○	フォローアップ方法、視察を契機に海外ビジネスにつなげるかの戦略	<input type="checkbox"/> 旅費、通訳費、資料翻訳費、会場費		
		<input type="checkbox"/> 企画提案に基づき実施する取組			<input type="checkbox"/> 左記企画提案に伴い発生する経費		
(2) 国際会議等への参加による県内企業PRおよび商談支援	1回	<input type="checkbox"/> 国際会議等に係る企画提案（1回）	○	参加する国際会議等と狙い、県内産業や企業のPR方法	<input type="checkbox"/> 出展料、ブースレイアウトおよび造作工賃、電気代、輸送費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同出展者に出展料など一部費用負担を求める場合は本県と協議の上、決定すること。(※1)</li> <li>・ブースサイズは9㎡程度を想定</li> <li>・原則、海外で開催されるもの</li> <li>・共同出展企業は2者以上</li> </ul>	
		<input type="checkbox"/> 共同出展する県内企業の募集	○	共同出展する企業の募集や決定方法	<input type="checkbox"/> 左記企画提案に伴い発生する経費		
		<input type="checkbox"/> 出展企業との連絡調整など事前準備に係る支援			<input type="checkbox"/> 旅費 等		
		<input type="checkbox"/> 出展期間中の人員配置			<input type="checkbox"/> 海外旅費、アルバイト賃金、通訳費等		通訳者の人数は仕様書の人数を基本とし、共同出展企業数に応じて、本県と協議の上、決定すること。
		<input type="checkbox"/> 出展期間中のビジネス機会の創出支援	○	出展期間中に県内企業の海外ビジネスにつなげるための支援方法	<input type="checkbox"/> 左記企画提案に伴い発生する経費		
		<input type="checkbox"/> 出展企業に対する事後アンケート実施・集計			<input type="checkbox"/> 郵便料金 等		
		<input type="checkbox"/> アフターフォロー・海外ビジネスへの結び付け	○	フォローアップ方法、国際会議等を契機に海外ビジネスにつなげるかの戦略	<input type="checkbox"/> 左記企画提案に伴い発生する経費		
<input type="checkbox"/> 企画提案に基づき実施する取組			<input type="checkbox"/> 左記企画提案に伴い発生する経費				

※1：展示会出展による効果が最大限発揮されるよう、出展料の全額を提案者が支出するべきかどうかなど出展料に関する考え方を提案ください。出展料など一部費用負担を共同出展者に求める場合は見積書に反映してください。